

平成22年度におけるQ&A(栃木県版)

NO.	サービス種別	項目	質問内容	回答
1	共通	療養食加算の要件について	平成21年4月改定関係Q&A(VOL2)問10で、「脂質異常症食の入所者等について、血液検査の数値が改善されても、医師が食事せんの発行の必要性を認めなくなるまで算定できる」とされているが、この取扱いは他の療養食にも適用されるのか。	適用されない。脂質異常症食のみの取扱いである。
2	共通	事業所の指定日について	毎月1日以外の指定は受けられるのか。	毎月1日に限る。介護報酬の算定が、暦月毎に行われること、指定時における人員配置や加算の要件等も暦月を基本として確認していることから、本県では毎月1日を指定日としている。但し、老健や医療みなしはこの限りではない。
3	共通	サービス提供体制強化加算の要件について	強化加算の(Ⅲ)の要件の1つに、勤続年数3年以上の職員に関するものがあるが、勤続期間の把握について、事業所に一定期間勤務した後、一時の空白期間の後に再度勤務した場合、勤続年数は合算して判断してよいか。	客観的に見て、労働関係が断絶しているような場合には、合算は認められない。
4	訪問介護	通院・外出介助の考え方	いわゆる「散歩」は算定できるか。	単なる散歩では不可。利用者が抱える日常生活全般の解決すべき課題の対応策(ADL向上に伴う歩行訓練等)として、あらかじめ居宅サービス計画に位置付けられれば認められる。
5	訪問介護	通院・外出介助の考え方	「待ち時間」について、別途料金を設定してサービスを提供することは可能か	提供は可能。ただし次の点が前提となる。 ①介護保険サービスとの区分を明確にする ②利用者の希望によりサービスを提供する ③事前に説明し同意を得る。

平成22年度におけるQ&A(栃木県版)

NO.	サービス種別	項目	質問内容	回答
6	訪問介護	生活援助について	交通費(ガソリン代)は実費徴収できるか(利用者同行せず)	ヘルパーが利用者宅を訪問後、生活援助サービスを提供するに当たり必要な部分については実費徴収可能である。(利用者宅への移動に要する部分は徴収できない)
7	訪問介護	特定事業所加算の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件の1つである訪問介護員等への研修の実施に関して、「研修」は、全体研修とは別の研修を指すのか</li> <li>サービス開始前のサービス提供責任者から訪問介護員への指示、及びサービス終了後の訪問介護員からサービス提供責任者への報告は毎回行う必要があるか</li> <li>サービス提供責任者の文書による記録は必須か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体研修のみでは不可。</li> <li>開始前の報告は毎回、終了後の報告は適宜。</li> <li>別途サービス提供に係る記録が保存されていれば不要。</li> </ul>
8	訪問介護	1日に複数回の訪問介護を行う場合の算定の考え方について	サービスの間隔が概ね2時間以内での訪問介護サービスの提供については、それぞれの所要時間を合算することとされているが、その場合、加算は合算後の全体に対して適用となるのか。	夜間、深夜及び早朝に提供する訪問介護又は緊急時訪問介護加算の算定対象となる訪問介護の場合には、前後に行われた訪問介護の所要時間と合算する必要はなく、問いの答えとしては「適用にはならない」とこととなる。
9	訪問介護	介護保険給付として不適切な事例	どのようなケースは不適切な事例となるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①利用者以外の者に係る洗濯、調理、買い物、布団干し</li> <li>②主として利用者が使用する居室等以外の掃除</li> <li>③来客の応接</li> <li>④草むしり、水やり、ペットの世話等</li> <li>⑤模様替え、大掃除、家屋の修理、剪定等の園芸</li> </ul>
10	訪問介護	別居親族による訪問介護の提供について	別居親族であるヘルパーによる訪問介護は認められるのか？	「介護報酬の算定対象となるサービス」と、「家族等による介護」を区分することが難しく、不適切な報酬請求につながりやすいので、事前に実施の可否について保険者に協議することが必要と考える。

平成22年度におけるQ&A(栃木県版)

NO.	サービス種別	項目	質問内容	回答
11	訪問介護	通院等乗降介助について	認知症要介護者の付き添いとして高齢の家族が同乗する場合でも、同乗者がいる場合は算定することはできないのか？	すべてを排除するものではない。同乗者の個人的理由によるものは認めない、との趣旨である。
12	訪問介護	特定事業所加算の要件	「すべての訪問介護員等に対する健康診断等を事業主の負担により実施しなければならないこととされているが、市町村が実施する健康診断を実施することでも要件を満たすか。	特定事業所加算は、質が高い事業所として特定の要件を満たしている事業所を評価するものであり、市町村が実施する健康診断を受けさせることでは加算の要件を満たさない。
13	訪問介護	ホームヘルパー養成研修について	県でホームヘルパー養成研修修了を証明してもらえるのか。	まずは、養成研修を実施した機関に確認願いたい。実施機関が倒産等により存在しない場合に限り、県において証明を行う。(証明書を発行するのは保健福祉課人材育成担当)
14	訪問入浴介護	サービス提供体制強化加算の要件について	「従業者の技術指導を目的とした会議を定期的で開催すること」とされているが、会議の開催は実績が要件かそれとも開催予定でもよいのか	会議を開催した実績を要件とする。
15	訪問看護	県外へのサテライト事業所の設置について	県外にサテライト事業所を設置することは可能か	可能である。その場合の手続きは、本体を指定した県に対し、変更届を提出する

平成22年度におけるQ&A(栃木県版)

NO.	サービス種別	項目	質問内容	回答
16	訪問看護 訪問介護 訪問リハビリ	訪問サービスの際の駐車料金について	利用者の自宅に駐車場がなく、有料駐車場を利用した場合に、利用者の実費を請求できるか？	徴収できない。その他の方法としては、違法駐車 of 適用除外申請を公安委員会に申請する方法が考えられる。
17	通所介護	栄養士の配置	調理業務を委託している場合、栄養士の配置は必要か。	必要。委託していない場合は必須ではない。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">通所介護事業所への栄養士の配置は必須ではありません。</div>
18	通所介護	入浴介助加算について	座シャワーの場合、算定できるか。	算定できる。ただし浴槽を使用することが基本であるため、安易にシャワーのみの利用としないこと。
19	通所介護	看護職員の配置について	通所介護における看護職員の人員欠如の算定方法について、「サービス提供日に配置された延べ人数」には、休暇・出張・研修等で終日事業所に勤務しなかった職員を含めて差し支えないか。	通所介護事業所で看護業務に従事したことを指すので、問のようなケースは、看護職員が配置されたとは言えない。
20	通所リハビリ	認知症短期集中リハ加算の取り扱いについて	当該リハビリの対象となる利用者を判断する、「MMSE又はHDS-Rにおいて概ね5点～25点に相当するもの」の具体的な取り扱いは	原則として5～25点。5点未満の場合はリハビリによる改善の効果が期待できるかを慎重に判断すべき

平成22年度におけるQ&A(栃木県版)

NO.	サービス種別	項目	質問内容	回答
21	特定施設	報酬算定(外部利用型)について	2人の訪問介護員によりサービスの提供を行った場合の算定はできるか。	2人の訪問介護員によるサービスの提供は、制度上想定されていないため、所定単位数での算定のみである。
22	福祉用具販売	管理者の兼務について	管理者と専門相談員の兼務は可能か。その場合常勤換算に含まれるか	兼務は認める。ただし、当該管理業務に充てる時間は、人員配置上必要な2.0名には含めない。
23	居宅介護支援	管理者の要件	管理者(兼ケアマネ)について、派遣職員とすることは可能か？	管理者の業務が、業務の一元的な管理を行うことや従業者への指揮命令を行う必要があることから望ましいものではないが、仮に派遣職員とする場合には、派遣先と派遣元との契約において指揮命令系統を明確にしておく必要がある。
24	居宅介護支援	初回加算と退院・退所加算の算定について	両方の加算の要件を満たす場合、どちらの加算を優先すべきか	事業所の判断により、どちらを優先させてもよい。
25	居宅介護支援	医療連携加算の要件について	①情報提供は文書で行う必要があるか。また直接病院等の職員との面接が必要か ②情報提供にあたり、利用者の同意は必要か ③情報提供の必要性はケアマネが判断するのか	①文書で行うことが必要。直接の面接は必須ではない。 ②事前に同意をとることが必要。 ③基本的にケアマネジャーが判断することとなるが、加算の趣旨が連携加算であり、一方的に情報提供を行っても効果が望めないため、情報の内容について病院等の職員と連携することが必要。

平成22年度におけるQ&A(栃木県版)

NO.	サービス種別	項目	質問内容	回答
26	居宅介護支援	認知症加算に係る日常生活自立度の判定について	次の場合、どう対応すべきか？ ①医師の判定結果が複数ある場合 ②医師の判定結果がない場合	①最新の結果を採用する ②認定調査員の判定結果を採用する。
27	居宅介護支援	退院・退所加算について	加算の要件にある「面談」については、文書や電話のやり取りは該当するか？	加算算定の要件は面談のみ。それ以外は該当しない。
28	居宅介護支援	営業日について	週3日を営業日とする申請がされた場合、指定できるか	十分な運営が見込まれないため指定できない。常勤専従の32時間に満たず、人員基準を満たさないとされる。
29	居宅介護支援	業務の担当について	非常勤ケアマネが業務の一部のみを担当することは可能か	認められない。原則として同一の利用者に対しては担当のケアマネが自ら実施すべきである。
30	居宅介護支援	居宅介護支援費 I の取り扱いについて	1月当たりの取り扱い件数が39.5件であった場合、Iを算定してよいか。	Iを算定して差し支えない。(トータルの件数では40件を超えたとしても、計算結果の数値で判断する)

平成22年度におけるQ&A(栃木県版)

NO.	サービス種別	項目	質問内容	回答
31	居宅介護支援	独居高齢者加算について	夫婦のみの世帯(住民票上も同居)で夫が長期入院している場合に、被保険者の妻について本加算を算定することは可能か。	長期入院により実際に一人で生活している状況が確認されれば算定は可能だが、その状態が「継続」していることが必要。ただし加算は1月単位の加算なので、1月を通して独居であることが要件となる。 なお、同居しているのが夫でなく子であっても同様の扱いとなる。
32	居宅介護支援	退院・退所加算について	当該利用者が、退院前に複数の病院を転院していた場合、入院期間の判断は合算後の数字により判断してよいか	合算はしない。直近の病院への入院期間で判断する。
33	居宅介護支援	独居高齢者加算について	単身でアパート等に居住しており、明らかに独居である場合においても、遠方の市町村の住民票の取得は必要か	必要である。利用者の同意を得られなかった場合を除いて、事業所の負担により取得することとなる。
34	居宅介護支援	特定事業所集中減算の居宅サービス計画書数について	判定期間内に作成された居宅サービス計画数を基本として、該当か非該当かを判断するが、この場合の居宅サービス計画数とはケアプランのことか、実績のあった給付管理票の数でカウントするのか。	ケアプランの数で判断する。
35	居宅介護支援	運営基準減算について	モニタリングについて、月1回行っていないと減算の対象になるのか。	月1回行っていない理由が「特段の事情」によるものでない限り、減算の対象となる。なお、「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者へ面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。例えば、利用者が急に入院し面接できる状態でないために当該月のモニタリングが行えない場合は、利用者側の理由によるものであり、特段の事情に該当するので、減算の対象とはならないが、その旨を支援経過等に記録しておくことが必要。

平成22年度におけるQ&A(栃木県版)

NO.	サービス種別	項目	質問内容	回答
36	居宅介護支援	サービス担当者会議について	サービス担当者会議の会議録をケアマネが作成するが、その会議録を出席した事業所、出席はしていないがサービスを利用している事業所に渡すべきなのか	サービス担当者会議の記録は、居宅介護支援事業者が作成保管することとされているもので、関係する各サービス事業所に必ず渡さなければならないものではない。各事業所では自事業所の関連部分を記録していれば差し支えない。
37	短期入所	送迎加算について	ショートステイ利用中に体調が悪くなり、事業所の送迎で自宅へ戻り主治医の診察を受け、その後体調が安定したので事業所へ戻りショートステイを利用した場合に、当該送迎の分は送迎加算を算定できるか？	送迎は行っているものの、ショートステイの利用は継続しており、加算を算定することはできない。
38	短期入所	送迎加算について	ショート退所して自宅に送迎した後、同日中に再度送迎してショートに入所した場合、どのように算定できるか	基本報酬は1日分算定可能。送迎加算は自宅へ送迎した分・再度ショートステイに送迎した分とも算定可能である。
39	短期入所	福祉用具の持ち込みについて	福祉用具を持ち込み、算定することは可能か	居宅で使用するために貸与を受けた福祉用具を、利用者の希望がある場合に、持ち込んで継続使用することは可能。この場合同時に算定することは差し支えない。しかし、本来施設側が準備すべき用具の「肩代わり」は適当ではない。
40	短期入所	老人ホーム入所中の短期入所の利用について	住宅型老人ホームに入居中の要介護者が、短期入所サービスを利用することができるか。なお、老人ホームは特定施設の指定を受けていない。	利用することは可能。ただし、老人ホームへの入居でありながら、あえて短期入所サービスを利用することについての根拠を明確にしておく必要がある。



平成22年度におけるQ&A(栃木県版)

NO.	サービス種別	項目	質問内容	回答
41	短期入所	ユニット型ショートステイの管理者要件について	ユニット型ショートステイの管理者には、ユニットケア研修の施設管理者研修修了者を配置しなければならないのか？	研修修了者の配置は必須ではないが、出来る限り受講していただくことが望ましい。
42	短期入所	利用日数のカウントについて	連続して2つのショートステイを利用する場合に、同敷地内等の条件以外であれば、入退所日のそれぞれの施設での報酬請求が可能とされていますが、利用日数はどのようにカウントするのか？	施設間を同日中に移動する場合には、当該移動日において2日分の短期入所サービスを利用したことになる。
43	介護老人福祉施設	介護支援専門員の人員基準	施設における唯一の介護支援専門員が、同一敷地内にある他の事業所(施設)の職務を兼務している場合、基準に抵触するか？	基準に抵触しており、介護報酬の減算の対象となる。兼務が認められるのは同一事業所内だけである。
44	介護老人福祉施設	日常生活継続支援加算について	管理者や介護支援専門員等が介護福祉士の資格を有している場合には、加算要件数における算定数に含めて良いか。	日常生活継続支援加算の算定の対象となる介護福祉士はあくまでも「介護職員のうち介護福祉士の資格を有するもの」に算入される。 なお、介護職員と他の職種を兼務する場合には、常勤換算し介護職員部分のみをカウントする。
45	介護老人福祉施設	居室が当該利用者のために確保されている場合について	(ユニット型個室の場合) 利用者本人の同意を得て、利用者の私物を適正に保管した上で、当該居室をショートステイ(空床利用)に供した場合には、居室が利用者のために確保されているとは認められず、入居者から居住費を徴収できないと考えるべきか。	当該居室について滞在費を得ている場合は、同一の居室について居住費を徴収することはできない。

平成22年度におけるQ&A(栃木県版)

NO.	サービス種別	項目	質問内容	回答
46	介護老人保健施設	緊急時施設療養費の算定について	連続した1回の利用が月を跨いだ場合、両月とも3日間の算定が可能か	両月とも算定可能である。
47	介護老人保健施設	認知症短期集中リハ加算の取り扱いについて	留意事項通知では、当該リハビリの対象となる利用者について、「MMSE又はHDS-Rにおいて概ね5点～25点に相当するもの」とされているが、当該審査で2点と評価されたものは対象となるか。	原則として5～25点が対象となる。5点未満の場合はリハビリによる改善の効果が期待できるかを慎重に判断すべきである。
48	介護老人保健施設	栄養マネジメント加算について	欠食時に栄養マネジメント加算の算定は可能か？	欠食であっても、マネジメントは行われており、算定は可能。但し、外泊・入院時には算定できない。(基本報酬が算定されないため)
49	介護老人保健施設	結核定期健康診断の実施について	老健で結核定期健康診断を行う義務があるか？	老健に義務があるのは、従業者に対しての実施のみ。入所者については、法令上市町村長が実施義務者となる。なお、特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームについてはそれぞれ施設の長が実施義務者となる。